

ニコチン依存症治療管理料のコロナ特例措置について

通常算定例

【ニコチン依存症管理料1】

◆対面の場合

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
指導料	230点	184点	184点	184点	180点
診察料	初診料288点又は再診料73点等が算定可能				

◆情報通信機器利用の場合

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
指導料	230点	155点	155点	155点	180点
	対面が必要	情報通信機器を利用			対面が必要
診察料	初診料288点又は再診料73点等が算定可能				

【ニコチン依存症管理料2】

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
指導料	800点	—	—	—	—
診察料	初診料288点又は再診料73点等が算定可能				

コロナ特例

【ニコチン依存症管理料1】

※特例の場合はレセプトに、情報通信機器を用いた診察であること及び何回目の診察であるかを記載する

◆情報通信機器利用の場合

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
指導料	147点	155点	155点	155点	155点
	特例期間中は情報通信機器のみで対応可				
診察料	初診料214点又は再診料73点等が算定可能				

【ニコチン依存症管理料2】

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
指導料	800点	—	—	—	—
診察料	初診料214点又は再診料73点等が算定可能				